

学校法人兵庫医科大学受託研究規程

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）において、企業、国、地方公共団体又はその他の機関（以下「外部機関」という。）から委託を受けて実施する研究（治験等薬事法に基づいて実施する研究を除く。）（以下「受託研究」という。）に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 受託研究は、外部機関から委託を受けて行う研究をいい、本法人の研究又は教育上有意義であるものでなければならない。

（申請手続）

第3条 受託研究の申請をしようとする外部機関は、受託研究申請書（別紙第1号様式）に所定事項を記載し、原則として研究開始日の2週間前までに研究を担当する代表者（以下「研究代表者」という。）が所属する所属長を経て、兵庫医科大学長（以下「学長」という。）に申請しなければならない。

（受託研究の受入れの可否）

第4条 学長は、前条に定める申請があった受託研究について、研究代表者の所属する学部部長又は兵庫医科大学病院長との協議を経て、受入れの可否を判断する。

（契約の締結権者）

第5条 前条により受入可と判断された研究の外部機関との受託研究契約の締結は、学長が行うものとする。

② 学長は、契約条件等を勘案のうえ、速やかに前項の契約を締結するものとする。

（受託研究費の受入れ）

第6条 外部機関は、受託研究契約書に定める受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）を所定の期日までに本法人指定の方法により納入しなければならない。

② 原則として、納入された受託研究費は返還しない。

（受託研究費の取扱い）

第7条 前条に定める受託研究費は、受託研究の遂行に必要な機器備品費、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費その他の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる一般管理費（以下「間接経費」という。）の合計額とし、外部機関がこれを負担するものとする。

② 前項に定める間接経費は、直接経費の15パーセントとする。

③ 受託研究費により本法人で取得した設備、備品等は本法人に帰属する。

(研究の変更又は中止)

第8条 研究代表者は、研究の内容を変更又は中止する必要があるときは、直ちに各学長に申出なければならない。

② 学長は、前項の申出を受けて、当該研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、外部機関と協議の上、これを変更又は中止することができる。

③ 前項にかかわらず、学長は、受託研究の実施において関係法令又は第5条に定める契約に対する違反が判明したときは、研究代表者に中止を命じることができる。

④ 前二項により受託研究を中止した場合で、外部機関が負担した既納の受託研究費の額に不要が生じたときは不要となった額の範囲内で、本法人はその全額又は一部を返還することができる。ただし、第1項による中止の申出が外部機関の都合による場合、又は前項による中止が外部機関の責に帰すべき事由による場合には、既納の受託研究経費を外部機関に返還しない。

⑤ 受託研究の実施中に多額の費用を要することにより、受託研究費に不足が生じたときは、外部機関と協議のうえ処理する。

(知的財産権の取扱い)

第9条 受託研究の結果、生じた特許権、実用新案権及び意匠権その他これらに準ずる権利並びにこれらを受ける権利の帰属等については、学校法人兵庫医科大学発明規程及び第5条に規定する受託研究契約書の定めるところによる。

(研究成果の報告)

第10条 研究代表者は、研究期間が終了したときは、遅滞なく学長を通じて外部機関に研究成果を報告する。

(研究成果の公表)

第11条 研究代表者は、原則として受託研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等は、外部機関と協議して定めるものとする。

(適用除外)

第12条 受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

- 1 国、政府関係機関又は地方公共団体等からの受託研究
- 2 その他特別な事情があると学長が認めた受託研究

(事務担当)

第13条 この規程に関する事務は、大学事務部において行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- ① この規程は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。
- ② 兵庫医科大学受託研究規程（昭和 48 年 7 月 1 日施行）及び兵庫医療大学受託研究規程（平成 20 年 7 月 15 日施行）は廃止する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（事務局組織の一部改組）

附 則

- 1 この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。（大学統合にかかる改訂）
- 2 第 5 条に定める受託研究契約は、施行日以降においては兵庫医療大学長の承認を兵庫医科大学長の承認に読替えることとする。

附 則

この改正は、2025 年 2 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

受託研究申請書

兵庫医科大学 学長 殿

住 所
氏名又は名称及び
法人にあっては代表者名 印

下記のとおり、学校法人兵庫医科大学受託研究規程を承諾し、研究の委託を申請します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 研究代表者名及び研究分担者名
所属
氏名
- 5 研究に要する経費 委託金額 円
- 6 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 その他